

STOに関する会計論点

2020年8月25日

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

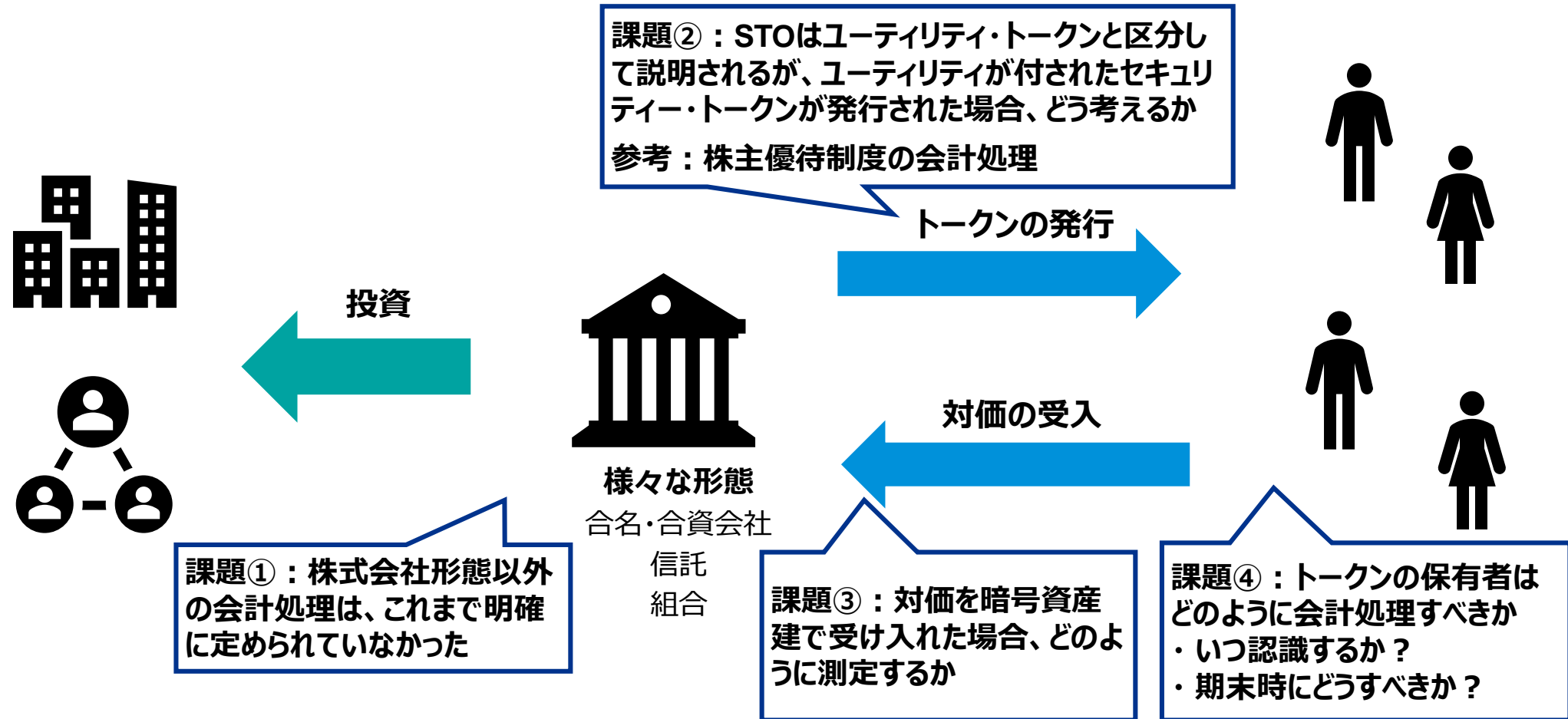
パートナー 関口 智和

STOを巡る会計論点－経緯－

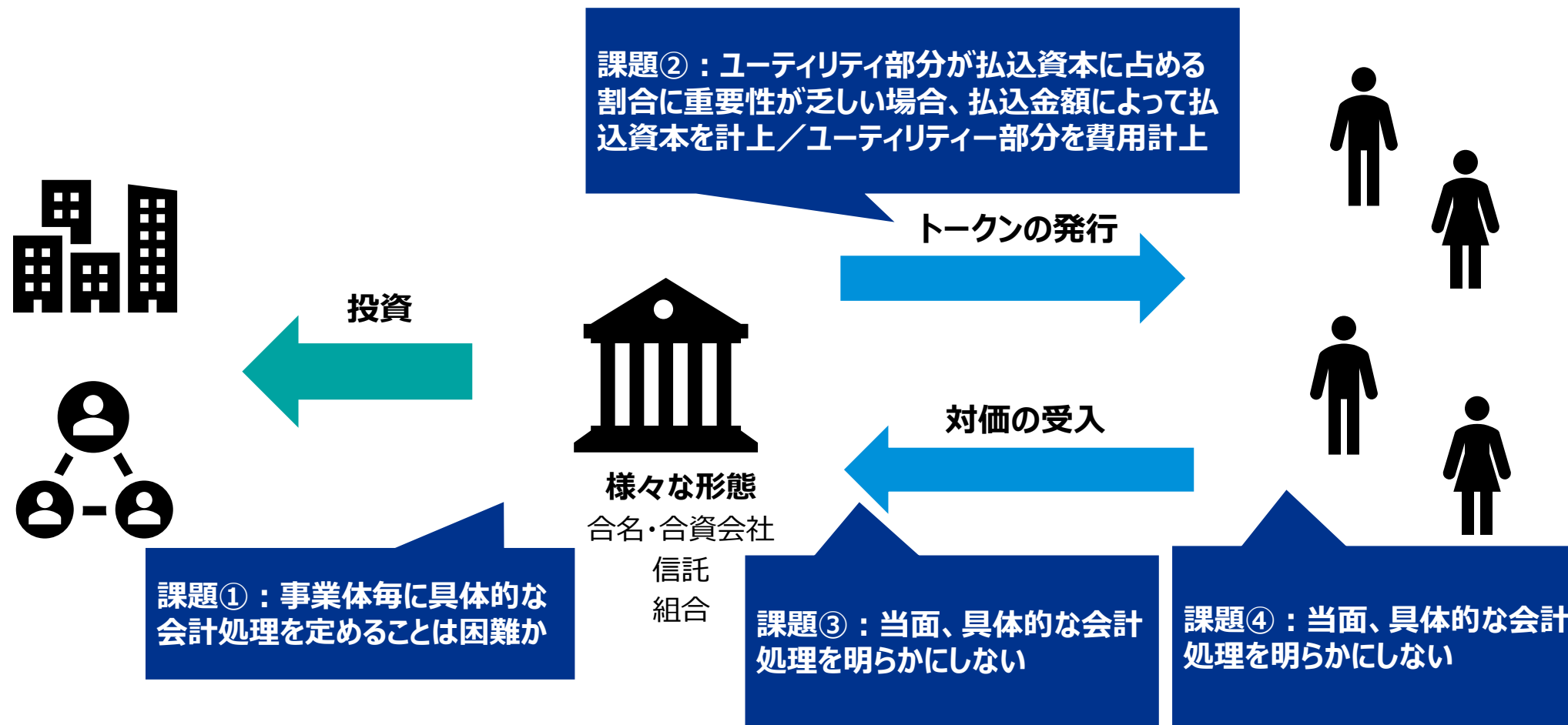
日本では、STOを巡る会計論点について、以下のように検討が進められています。



STOを巡る会計論点－検討論点－



STOを巡る会計論点 – これまでの検討 –



STOを巡る会計論点 – まとめ① –

課題	検討のポイント	これまでの検討
<p>① 株式会社形態以外の事業体の会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社形態以外の事業体の会計処理については、これまで明示的に定められていなかった ● 事業体毎に、法務省令／実務慣行が形成されており、それに基づいて会計処理が定められていた ● STOが株式会社以外の形態を用いて実施されることが想定されることを踏まえ、会計処理を定めるべきか 	<p>今回、具体的な会計処理を定めることは困難ではないか</p>
<p>② トークンにユーティリティが付された場合の会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● STOは裏付資産から得られるリターンを前提とするものとしても、ユーティリティが付与されることも想定される ● 上記を踏まえ、ユーティリティ部分（財・サービスの提供を受ける権利）を別個に会計処理することを要求すべきか ● 例えば、保有株主数に応じて商品が株主に付与される場合、時価等を基準として按分計算すべきか <p>(参考) 株主優待制度：多くの場合、引当金計上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーティリティ部分が払込金額に占める重要性が乏しい場合、払込金額によって払込資本を計上 ・ ユーティリティ部分を株主との資本取引とせず、費用処理

STOを巡る会計論点 – まとめ② –

課題	検討のポイント	これまでの検討
<p>③ 対価を暗号資産で受け入れた場合の会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● STOの対価を暗号資産建で発行する場合、発行時点・発行後において、どのように会計処理すべきか（暗号資産を「モノ」と考えるか／通貨に類似したものとするか） <ul style="list-style-type: none"> □ 発行時：暗号資産の時価で測定するか（仮に活発な市場がない場合に、どのようにすべきか） □ 発行後：評価替えを行うべきか 	<p>今回、会計処理を明らかにするニーズが必ずしも明確でないため、当面、取り扱わないとしてはどうか</p>
<p>④ トークン保有者の会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トークン保有者は、いつの時点で資産の認識をすべきか（私法上の権利との関係） ● 期末日時点において、これまでの組合への出資に関する会計処理に従うとして問題ないか <ul style="list-style-type: none"> □ 通常の有価証券：保有目的に応じて、会計処理（一部、時価評価） □ 組合への出資：総額法、純額法等により損益取込 	<p>電子記録移転権利に該当する組合持分に関する市場の形成が行われていない現時点では、当面、具体的な会計処理を明らかにしないとしてはどうか</p>



有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー
関口 智和
T: 080-2020-9519
E: tomokazu.sekiguchi@jp.kpmg.com



home.kpmg/jp/socialmedia

home.kpmg/jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.